

平成29年 第1回

教育委員会定例会会議録

平成29年1月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2463号

平成29年第1回定例会

日 時 平成29年1月10日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第1号 港区立高輪台小学校校舎増築等基本計画(案)について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成28年度秋の通学路点検の実施結果について
- 2 問題行動調査の結果について
- 3 後援名義等の12月使用承認について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから平成29年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、教育委員会事務局次長は体調不良のため欠席でございます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、澤委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第1号 港区立高輪台小学校校舎増築等基本計画（案）について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第1号「港区立高輪台小学校校舎増築等基本計画（案）について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第1号「港区立高輪台小学校校舎増築等基本計画（案）について」、ご説明いたします。資料はA3サイズの概要版とA4サイズの本編となります。

最初に、本編の1ページをご覧ください。第1章1-1の「基本計画策定の目的」です。高輪台小学校の今後見込まれる児童数の増加に対応するため、普通教室の確保や調理室の機能拡充などよりよい教育環境の整備に向けた基本的な枠組みをつくることを策定の目的とします。また策定委員会を設置し、検討を行ってまいりました。なお構成委員につきましては、本編最後のページの別表に記載してございますので、後程ご参照ください。

次に、1-3の「これまでの検討経緯」です。5行目からになりますが、平成22年に用地取得しており、第2校庭として使用している敷地に校舎を増築し、4教室分と屋外プールを一体的に整備し、あわせて「放課GO→クラブ」を設置することが、平成26年10月14日開催の教育委員会において審議・了承されております。

2ページから13ページまで記載の第2章「与条件の整理」、及び第3章の「高輪台小学校の概要」につきましては後程ご参照ください。

本編の4ページをご覧ください。増築校舎設置の場所につきましては現況配置図の左下、青色の点線部分となります。

本編の9ページをご覧ください。2-3の「高輪台小学校の児童数・学級数の推計」についてです。児童数・学級数の増加は今後も続き、平成48年には、児童数が赤色の部分で示しているように698名となり、必要な普通教室数は20教室となります。平成28年現在16教室であり、平成72年度まで必要な普通教室数は4教室となります。

次に14ページをご覧ください。第4章の「施設整備のコンセプト」についてでございます。主に4点ございます。

1点目は「児童数増加に対応したより良い教育環境の整備」についてです。普通教室を確保するために、増築や既存校舎を改修いたします。教職員の増員が見込まれるために、校務センターや教職員用更衣室を改修します。調理室を改修し、給食数の現在600食対応から700食対応へ拡充いたします。老朽化の進んでいるプールを新たに整備いたします。学童クラブの需要に対応した施設を新たに整備いたします。

2点目でございます。「児童の安全・安心に配慮した学校づくり」です。歩道状空地を設け、通学時の安全・安心を確保いたします。門や塀等でセキュリティーラインを設け、不審者の侵入を抑制するなど防犯性の高い学校づくりをいたします。

3点目は「バリアフリーに配慮した学校づくり」となります。

4点目です。「地球環境に貢献し、周辺環境に配慮した学校づくり」です。地球環境の負荷低減に向けた学校づくりを目指します。音や日影等近隣住民に配慮した施設整備を計画いたします。東京都選定の歴史的建造物に登録されている既存校舎との調和に配慮し、高輪台小学校ならではの施設整備を計画いたします。

次に15ページをご覧ください。第5章の「増築校舎に関する基本計画」についてです。

最初に、5-1の「増築校舎の整備方針」についてです。既存校舎にある調理室から増築校舎までの経路は外部を通ることから、普通教室では衛生上の課題があるため、増築校舎には図工室、特別支援教室等の特別教室を配置いたします。また増築すべき普通教室4教室分は、既存校舎の特別教室を活用し、整備いたします。

次に、5-2の「敷地利用の方針」でございます。増築校舎の配置についてですが、歩道状空地の整備、既存校舎との影響を考慮して、赤い車線の範囲として計画いたします。

次に、17ページをご覧ください。5-3の「配置計画比較表」です。左側のA案は、既存校舎に対して平行に配置しまして、プールは校舎側に配置します。真ん中のB案は、南側道路に対して平行に配置し、プールは校舎側に配置します。右側のC案は、既存校舎と道路に平行に配置し、プールは道路側に配置する案でございます。

この3案を比較検討した結果、既存校舎との離隔距離が確保でき、既存校舎から増築校舎の視認性が優れているとともに、通学時の児童の安全・安心を考慮した歩道状空地の確保が可能なC案で計画することといたします。

次に、18ページをご覧ください。増築校舎配置計画の1階平面図です。図工室、特別支援教室、放課GO→クラブ、PTA室等を設置いたします。1階の増築部分の延べ床面積は約500平方メートルです。個別指導ブースをレイアウトし、音の伝搬を抑制いたします。窓は二重サッシとし、防音対策を行います。既存の正門位置に合わせて塀・フェンスを設置し、歩道状空地を確保いたします。

次に、19ページをご覧ください。2階の平面図となります。プールは屋外で25メートルの5コースを計画してございます。プールの周囲の壁3面は近隣への音の影響に配慮した計画といたします。2階の増築部分の延べ床面積は約50平方メートルです。増築校舎は2階建てで、延べ床面

積が約550平方メートルです。

次に、22ページをご覧ください。5-6の「仕上計画、構造計画、設備計画、環境配慮計画」についてです。

最初に、「仕上計画」についてです。1)の「基本的な考え方」をご覧ください。東京都選定の歴史的建造物に登録されている既存校舎との調和を考えながら、増築校舎を整備いたします。また周辺環境への影響を考慮し、プールや教室の防音対策を行います。仕上げ計画につきましては今後の基本設計、実施設計において、具体的に仕上げ材料を決めていきます。

次に、24ページをご覧ください。(3)の「設備計画」です。区の「第4次港区環境率先実行計画」に基づく実施計画目標に即して、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

次に、26ページをご覧ください。第6章の「既存校舎に関する基本計画」についてです。

最初に、6-1の「既存校舎の整備方針」です。増築すべき普通教室4教室は、特別教室を活用し、整備いたします。校務センター、教職員用更衣室を拡充するとともに、調理室を600食対応から700食対応に改修します。

次に、27ページの「改修後1階平面図」をご覧ください。黄色で着色した部分が、今回改修部分となります。左上に記載の調理室でございますが、調理機器の機能を拡充いたします。図面中央の校務センターにつきましては、質問コーナーを取り込み、拡幅します。右側の特別支援教室を普通教室1教室に転用いたします。

次に、28ページの「改修後2階平面図」をご覧ください。左側の展示室を普通教室1教室に改修いたします。

次に、29ページの「改修後3階平面図」をご覧ください。図工室を普通教室2教室に改修いたします。

次に、31ページをご覧ください。(2)の「外装建具の改修」についてです。増築校舎の設置に伴い、既存校舎の一部が延焼のおそれのある部分にあることから、防火設備の設置が法的に義務づけられています。対象となる開口部については防火設備を改修いたします。

(3)「改修に伴う設備計画」についてです。最初に、空調機器の更新についてです。改修に当たり部屋のレイアウト変更等が発生するため、空調機器を更新します。また改修対象外部分につきましても、空調機器の更新時期が迫っていることから、夏休みを利用して随時更新します。

次に、照明のLED化についてです。改修対象の教室の照明はLEDとします。また改修対象外の照明につきましても、夏休みを利用して随時LEDへ更新をします。

次に、32ページをご覧ください。最後に、第7章の「今後のスケジュール」についてです。28年2月に基本設計を実施し、29年度に実施設計を実施します。30年9月から工事に着手し、31年に竣工を予定してございます。32年4月から運用開始でございます。その後、32年7月に既存校舎の居抜き工事をしまして、特別教室を普通教室に改修いたします。

なお工事期間中はプールが1年間使用できなくなります。その間、近隣の小学校のプールを利用することを検討します。また調理室の工事は夏休み期間だけでは終わらないため、給食の配給でき

ない期間がありますが、弁当等を支給するなどを検討いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 では、よろしいですか。高輪台小学校の児童数が増えるということで、増築等をしなくてはいけないわけですが、今、教室が一番ピークで4教室足りないということでした。9ページを見ますと、平成48年度で現在より4教室足りないということなのですが、増築部分が使えるのは、平成32年度からと書いてあります。そうすると29、30、31年度でそれぞれ1から2教室足りないということになりますが、どのような対応をするのですか。

○学校施設担当課長 既存の1階の校舎の特別支援教室として使われている27ページの右側の「特別支援教室」という赤く文字が書いてあるところの「普通教室①」というところなのですが、ここは普通教室仕様にはなっておりまして、ここを普通教室として使うということです。

その特別支援教室につきましては、右側のワークコーナーを先行して改修しまして、そこで特別支援教室を行います。また、少人数教室が右側に1室、また2階にも1室ございます。両方とも普通教室仕様になっていますので、そこを使っていく予定です。32年度の開設まで、その2教室を使って、授業を行う考えでございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 たまたま隣地が売りに出て、それを何年前に取得できました。そのときに道路のことで、近隣からクレームがつけたりしていましたが、それはともかくとして今回、児童数の増加のための増築ということで、今の話を聞くと、学校全体としてもよくなると思いました。今回の増築に向けての大きな視点は、「地球環境の負荷低減に向けた学校づくりを目指します」ということが14ページにあって、その具体的なことが何ページかにあったのですね、LEDを全面的に取り入れるとか。それ以外に、太陽光発電とか何かを考えているのかなというのが質問です。

○学校施設担当課長 資料は24、25ページに記載してございまして、主に緑化計画で緑を確保するとか、木質化で低炭素化を図るということを主に、省エネルギーの空調機器を使うということを考えております。

○澤委員 細かな質問なのですが、積極的に木質化を図って「二酸化炭素固定認証制度」とありますが、これはどういうことですか。

○学校施設担当課長 区の環境施策の一つとして、「第4次港区環境率先実行計画」というものがございます。そちらの目標に即して、内装に木を使い、できるだけ低炭素化を目指していくということです。

○澤委員 間伐材を積極的に活用するという、そういうことも含めてですね。それはもう既に、幼稚園なんかでも一部はやっていましたね。

○学校施設担当課長 これから計画する全ての学校施設については、全て木質化を目指しております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 参考までにお伺いしたいのですけれども、18ページのところで、表記の問題でPTA室が載ってございます。「PTA室」という表記は非常に難しいと聞いたことがあります。その辺はいかがなのでしょう。あともう一つはプールの問題なのですが、最近室内プール化が大分進んでおりますので、その辺は特にご意見は出なかったのでしょうか。参考までに伺わせてください。

○学校施設担当課長 今後の施設整備におきましてはPTA室という形で、計画しているということです。赤坂中学校も同様でございます。

○田谷委員 別に表記については問題ないということですね。

○学校施設担当課長 そういうことでございます。プールにつきましては、屋内プールにしますとそれなりの面積が必要になります。今回、既存規格の建築物ということで、増築するにも制限がございまして、今回増築することによって、ほぼ目一杯容積を使い切ってしまうために、屋内にはできないということです。

近隣要望として、屋内プールという要望もございましたが、できるだけ音や目線に配慮し、これを主にして計画をしていくという考え方です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 非常に学校施設がよくなるということは、教育委員会としては素晴らしいことなのですが、予算はどのくらいを予定しているのですか。概算で結構です。

○学校施設担当課長 あくまでも概算でございますが、今回増築部分と既存校舎の改修と2つございます。まだ試算レベルですが、トータルで約13億4,500万円です。

○澤委員 いやいや、そんなに詳しい数字は要らないのですが。

○教育長 ほかにいかがですか。

○澤委員 策定委員会には近隣の住民代表の方も参加しておられますが、参考に、どんなご意見が出ましたか。プールとかの騒音もそうですか。今、分かる範囲内で結構なのですけれども。

○学校施設担当課長 施設につきましては、ほぼ了解していただいたのですが、放課GO→クラブについて、どういう運営の仕方をするのか、定員はどれぐらいなのかといったことが質問されました。

○田谷委員 プールですが、入り口のところに「洗眼器」とあります。目の洗眼器、通常の水道水で目を洗うのはよくないと聞いたことがあります。その件はいかがなのでしょう。目の洗眼器2台と書いてあるけれども、19ページです。

○学校施設担当課長 学校とも協議しまして、ここについてはこういった仕様で整備することになっています。

○田谷委員 そうですか。その辺が心配だったものですから、またできれば専門家にお伺いいただいた方がいいかなど。使わない分にはいいのですけれどもね。後から使いたいですとか利用するとなるとちょっと。

○教育長 それは事前に確認しておいた方がいいですね。

- 田谷委員 専門家に聞いていただければと思います。
- 学校施設担当課長 衛生上の問題につきましては、学校と話し合っただけで進めてまいります。
- 澤委員 芝プールがありますね。よく私、洗眼器で洗っていましたがね。
- 田谷委員 昔は洗ってました。直近は使わないという。
- 薩田委員 最近ですよ。
- 澤委員 そうですか。
- 小島委員 昔はみんな使っていたのですね。
- 澤委員 それは確認していただくのがいいですね。
- 小島委員 31ページの「延焼のおそれのある部分について」というところなのですが、今まで増改築の際「延焼のおそれ」という点はあまり考えていなかったのですが、これはどういうことなのですか。
- 学校施設担当課長 建築基本法上の制限でございまして、建物の規模によって違うのですが、建物、隣地とは、敷地の中に別棟があった場合は、500平方メートルごとに延焼ラインというものが発生いたします。そこから1階が3メートル、2階が5メートル、それぞれ離隔するという制限でございまして、火災があったときに延焼を防ぐということで、その部分に入っている場合は防火設備、防火ドアをつけなければいけないという制限がございまして。
- 小島委員 それでこの計画では法の規定する延焼のおそれに該当するのですか。
- 学校施設担当課長 今回別棟になり、ちょうど550平方メートルの規模になりますので、延焼ラインが既存校舎と増築校舎との間に発生します。この中心に延焼ラインが発生して、それぞれ振り分けで1階が3メートル、2階が5メートルという形で延焼ラインがかかるということです。
- 小島委員 そうすると延焼ラインがかかると、防火設備をどうするのですか。
- 学校施設担当課長 開口部につきましては防火設備を設置しなければなりません。
- 小島委員 今まで余り聞いたことのない言葉だったものですから。これは今回増築なのですが、ドアを挟んだ民間の建物との関係でも、そういうのになるのですか。
- 学校施設担当課長 委員のおっしゃるとおりで、道路、隣地も含めて、同じように延焼ラインが発生します。
- 小島委員 なるほど、はっきり分かりました。
- 教育長 29ページの右上に、「音楽メディアコーナー」を「保護者面談室として改修」と書いてありますが、保護者面談室というのは既にどこにあるのですか。
- 学校施設担当課長 部屋として独立してはございませんが、特別支援教室というところを使って面談を行っている、学校からは聞いております。
- 教育長 ということは、ここを面談室として専用で設けることが、必要であるということですか。その辺を教えてください。
- 学校施設担当課長 今回、特別支援教室を増築校舎に設置し、既存校舎には、ワークコーナーとして使っている部分を新たに確保して個室を設け、面談相談室として行っていくという考えです。

○教育長 新たに増築部分以外で、そういったものを専用室として設けるといいことだと思います。

また、基本方針のところ、14ページに、非常に定義として難しいのかもしれないのですが(3)に「バリアフリーに配慮した学校づくり」とあって、2つ目に「ユニバーサルデザインに配慮した計画」とありますが。この「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の言葉の意味をどう捉えるか。この書き方でいいかどうか。バリアフリーというのは、結構狭い概念で、ユニバーサルデザインの方が広いです。ここの考え方ですが、さらに「車椅子」という言葉も入っているので、「間違っているのではないのか」と誤解を招かないようにした方がいいかもしれませんね。

○学校施設担当課長 ご指摘、ありがとうございます。具体的にイメージをつくるような形で、車椅子ということでエレベーターとか、また段差というのをちょっとイメージしておりました。「ユニバーサルデザイン」というのは、例えば点字とかそういったことへの配慮というのが例として挙げられると思います。

内容として大きくはユニバーサルデザインに含まれると思います。

○教育長 言葉の使い方なので、もう1回確認しておいてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成28年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「平成28年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー1をご覧ください。「平成28年度秋の通学路点検の実施結果について」ご説明をさせていただきます。

最初に1の「目的」と2の「実施体制」でございますが、こちらは例年と同じでございます。

次に3の「通学路点検実績一覧」をご覧ください。なお今回から、支所は総合支所、都は東京都、警察は警察署と、正式に表記をさせていただきます。

まず筈小学校ですが、10月5日、各学校に先駆けて点検を実施しております。その後各校とも順次点検を実施いたしまして、最後は青山小学校が11月29日実施ということで、約2カ月間をかけて、秋の通学路点検を終えております。

裏面をご覧ください。主な指摘箇所及びその対応をご説明させていただきます。

まず、2の標識の設置・修繕等でございます。本村小学校のエリア、具体的に言うと南麻布一丁

目・三丁目でございます。こちらは既に総合支所が警戒標識を修繕済みでございます。曲がっていたということで、それを正常に戻したということです。

その次に3、路面表示、横断歩道、白線の設置・引き直し等でございます。筭小学校のエリア、西麻布三丁目ですが、警察と協議した結果、平成29年3月に横断歩道を設置する予定となっております。これは警察が新たに設置を決めたということでございます。

次に、4のガードレールの設置等でございます。三田小学校のエリア、三田四丁目でございます。こちらは総合支所と協議した結果、平成29年度中にガードレールを設置する予定となっております。

次に、5の樹木の剪定です。こちらは、筭小学校のエリア、西麻布四丁目です。総合支所から今後定期的に剪定をしていくという回答を得ております。

最後に8のミラーです。このミラーについては、現在、全ての場所で協議中ということでございます。

5「その他」をご覧ください。春の通学路点検は、4月6日から6月30日までの間に実施をさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○薩田委員 私も毎回、御成門小学校の通学路点検は参加させていただいているのですが、全くこの、1ページに指摘箇所が0というのがあって、本当に0なのか。ちょっと余りにも御成門、ちょっと歩くだけでも物すごく危険だとか、色々問題点は多々あるのですが、本当に0なのか。疑っているわけではないですけども。

○教育長 どの学校ですか。

○薩田委員 白金の丘小学校と青山小学校です。そんなパーフェクトなのはあるものなのですかという感想。

○学務課長 御成門小学校は0です。

○薩田委員 いえいえ、御成門を少し歩いただけでも物すごい数があって、意見として出るのが、それに対して。

○学務課長 私も0のところは確認をするようにしております。白金の丘小学校と青山小学校が0ということですが、これは春の時点では、白金の丘小学校が1、青山小学校は3でございました。これが改善されたということで、今回0になりました。対応は不要ということで確認をしております。ただ今後また出てくる可能性はあると思います。

○薩田委員 そうですね、うらやましいです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今の件に関してなのですが、この秋の点検と、それから次回、春から初夏にかけても点検されるということで、これ非常にタイミング的にいいと思います。僕も記憶があるのが、例えば秋の点検で街灯の植栽、樹木なんか、枝が落ちているので標識が見えるというケースがあ

るのですが、葉が落ちているので。それが春のシーズンで茂ってしまうと見えなくなるというのが、白金の丘小学校のエリアでも前から指摘しているところが1件あって、それも警察の方に「そこだけ枝を切ってください」とお願いしているのですけれども、その樹木がある限りまたしばらくすると伸びてしまいますので、多分秋の点検では引っかからないと思うのですが、春に点検されると引っかかるのではないかと思います。

ですからぜひとも、こういうローテーションでやっていただいて、やっていただく理由というのはそういうことも一つ、自然に対する対応も含まれるのだなということをお願いしたいと思います。

○澤委員 これは質問ではありませんが、学務課長の報告ですと、横断歩道を引いてくれるとかガードレールをつくってくれるとか、そういう早い対応ができるのは、この点検のおかげです。支所と警察も入って総合的にやっていただいているという効果だと思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

私の方からですが、裏面2ページの対応のところ、1番だけ「注意喚起・撤去」と書いてありますが、あとはみな「依頼」です。さっき学務課長が説明してくれたように、こうこうこうしますと書いてほしいのです。こうします、こういう予定です、あるいはそこまで至ってなければ協議中ですとか。さらに、そこまでいってないときは依頼なのかもしれませんが。次回からでいいので書いてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○小島委員 毎回興味深く参加人数を見ているのですが、学校によって、全然人数が違うのですけれども、これはどう考えればいいですか。

○学務課長 私も気になって、過去の5、6回分を調べてみました。去年と比べますと、参加人数は余り変わっていません。ただ今回、白金の丘小学校だけが前回25人から13人に減っているということで、理由を調べてみたのですが、やはり学校によって参加者にばらつきがあるようです。ただ、日程や曜日によっても異なりますので、そういう意味では、何か理由があるということはないようです。

○小島委員 一番多いのが赤羽小学校で58人、すごいですね。動員していると言うと怒られてしまいますが、参加はどういう方々ですか。

○学務課長 こちらも前は60名です。

○小島委員 みんなすごいですね。

○学務課長 27年の秋は64名。27年の春が50名ということで、その間15名程度の増減はありますが、熱心なところかと思います。

○澤委員 参加人数というのは、総合支所関係とか警察の方も含めた全体の数ということですか。

○学務課長 全体の数です。

○澤委員 そうすると赤羽小学校の場合には、芝地区総合支所からたくさん出ているとかそういうことはないわけですか。担当が決まっているから、毎回人数は同じですよ。

○小島委員 これは60人一緒に点検に行くのですか。

○田谷委員 どうなのですかね。

○薩田委員 学校によると思うのですが、いくつかあるコースを分ける場合もあるし、同じところをみんなで歩く場合もあるでしょう。

○小島委員 60人が、そろそろ行ったらかえって危ないですね。

○澤委員 交通妨害になる。でも熱心で、ありがたいことですね。

○教育長 では、この案件はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 問題行動調査の結果について

○教育長 それでは次に、「問題行動調査の結果について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「問題行動調査の結果について」ご報告いたします。教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。この調査は毎年文部科学省が行う調査で、私立も含めた全国全ての小中学校を対象として、例年ですと4月に調査するものですが、今年は6月に調査をかけている関係で、文科省の公表が遅くなったため、今回の定例会でご報告することとなっております。

まずいじめの結果のご報告の前に、いじめの定義及び件数の捉え方について、ご説明いたします。

中段の矢印の四角囲みの部分をご参照ください。定義については、平成17年度までは、そちらに書いてございますように、「弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」ということでしたが、平成18年度からは「当該児童生徒が、」という文言が加えられて、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というように定義が改められております。これは、いじめられていると感じている場合はいじめとするという考え方です。いじめをしている子とされている子の関係を、強い弱いということで限定しないということも、こちらの文言から読み取れると思います。

件数の考え方の方が分かりやすいと思いますので、こちらで改めてご確認いただければと思います。件数の捉え方の方ですが、「発生件数」という考え方から「認知件数」となったことが変更点です。学校が、いじめが発生したと認めた件数から、本人がいじめであると感じている、そして学校がその状況を認知した件数として、平成18年度から「認知件数」としているということです。上の表をご覧くださいますと平成18年度から認知件数となったことで、大幅に件数が多くなっていることが見てとれるかと思えます。

では改めて、港区の平成27年度のいじめの状況についてご説明いたします。昨年度、小学校は1校当たり1.11件、中学校では1.20件となっております。小・中学校ともに、ここ5、6年の間で、1校当たりの認知件数で大きな変動はないものと考えており、国や都の認知件数と比べても少ないもので、学校が適切に対応しているものと考えております。

いじめにつきましては条例設置に基づいて、全区を上げていじめの撲滅に向けた取り組みをし、各学校では月1回のアンケート調査等を実施して、いじめの未然防止について殊さら丁寧な対応を心がけているところでございます。

次に、Ⅱでございます。下段の不登校の出現率についてです。こちらの数値は全児童・生徒に対

する30日以上欠席した者の割合として算出しております。平成27年度は、小学校は0.31%、中学校は2.34%となっています。中学校では例年どおり、小学校では増加傾向が見られるものの微増として捉えております。なお平成27年度から国の割合、率のところは、小数第1位までの表記という形で統一されたもので、港区としては、もう少し細かく推移を見守るために、小数第2位まで掲載しているところでございます。

いじめも不登校も、当該の児童・生徒について、個別のリストを指導室が作成し、定期的に学校から報告させます。そして一人ひとりの状況把握に努め、いじめの撲滅、不登校の解消に向けた取り組みをこれからも継続していくところでございます。

簡単でございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○澤委員 我田引水ですが、我々が指導室から聞いているように、まずⅠのいじめに対する対応については、随分きめ細かくアンケート等をとってやられているので、その結果としてこういう数値になっていると思います。あとⅡの不登校の児童・生徒ですが、これは学校現場等も、そういう傾向にある児童・生徒に対する対応は、一生懸命やられていると思います。例えば中学校の場合だと、もうここ10年近く、多分生徒の数はそんなに変わっていないと思うのですが、不登校の数というのほとんど変わっていないですね。社会全体としては、先生や学校が努力しても、そういう子どもたちが増えるという下地は、もっと底辺のところには何かあるのですかね。社会とか家庭とか、何か色々な要因があるのでしょうか。

○指導室長 澤委員がおっしゃるように、もちろん学校の対応だけではなく、家庭の問題というところが非常に大きく、そういった各家庭の状況から不登校になる傾向が、確かに増加しつつあるようです。ただ数字にあらわれていないのは、学校が、またスクール・ソーシャル・ワーカー等が、様々な対応でこの不登校を解消しているからだと考えます。非常に多くそういった報告を受けているところです。

数字的には余り変わっておりませんが、社会的な状況も含めて、不登校に陥る可能性のある家庭は増えてきていることと、あわせて学校も丁寧に対応しているので、こういう数値なのかと考えています。

○澤委員 辛うじて似たような数値で推移した結果になっているということですね。

○指導室長 平成16年度、実は国や都の数字を上回ったときですが、これは危機的な状況であるということで、このときから中学校の不登校についてきちんと取り組もうということになり、取り組みの成果がここに来て、ある程度落ち着いた形の数字としてあらわれているものと捉えているところです。

つばさ教室についても、つばさ教室に通うことで、全員が学校へも行けるようになるというわけではありませんが、学校への復帰率は、昨年度、今年度と少しずつ伸びているようです。

○澤委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 不登校のところの、平成27年度文科省が不登校率を小数第1位までにしたということなのですが、この小数第2位を四捨五入しているのですか、それとも切り捨ててしまっているのですか。

○指導室長 これは四捨五入をしています。

○小島委員 だけど小数第2位ぐらいまで出さないと、みんな0.3になってしまうのではないですか。

○指導室長 こちらは問い合わせをしたのですが、なぜそうなったかということは、我々もつかんでおりません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上といたします。

3 後援名義等の12月使用承認について

○教育長 次に、「後援名義等の12月使用承認について」こちらについては配布資料のとおりですが、何かご質問があればお伺いしたいと思います。

○澤委員 これも前にも聞いたと思うのですがけれども、例えば2番の汐留ミュージアムがやるこういう企画というのでしょうか。これに教育委員会が後援するということですが、ミュージアムというのはたくさんありますよね。それぞれが色々なことやっているではないですか。で、その中から申請があればみんな許可するのか。どういう判断基準で後援名義を出す、出さないというのを最終的に決めているのか、どうでしたか。

○図書・文化財課長 ミュージアムに関しましては、港区教育委員会の方でミュージアム・ネットワークという取り組みをしております。現在35程度の美術館、あるいは博物館との連携をとっております。その加盟に当たっては、ミュージアム・ネットワークの全体会の会議に検討いただいているような状況でございます。こちらで開催する後援依頼につきましては、原則としては後援をしていくという形で、連携をとらせていただいているという状況でございます。

○澤委員 なるほど。ミュージアム・ネットワークに参加していただいているところから要望があれば、基本的には日頃協力していただいているのだから、我々も名義を出しましょうという、そういうスタンスですか。分かりました。

○庶務課長 今のご説明に補足させていただきます。個々の案件は所管課を通じて決議をとるのですが、全体としますと、港区教育委員会の後援名義等使用承認事務取扱要綱に統一的に定めております。これは区の後援名義等も同様ですが、使用承認の基準を示しております。主催者が地方公共団体ですとか公的のところや学校等、社会上一定認められた団体であること、また事業内容も教育・学術・文化・スポーツの向上・普及に明らかに寄与するものであること、宗教・政治活動を除くこと、といった規定があります。こういった基準に合致するかどうかで判断をさせていただいておりますので、教育委員会では統一的な見解のもとで使用承認をしているということでございます。

○教育長 今の説明に関連すると、上の2つは分かるのですがけれども3はどういう意味なのでしょう

うか。例えば教育長賞とか、そういうものがあるのですか。

○庶務課長 後援名義等使用承認の「等」には、教育委員会の後援、共催、または及びこれに準ずるものということで、全体が「等」という形です。その中で使用できる名義が「教育委員会」または「教育長」という部分です。この3番目の場合は、「教育長表彰」という形で実施される事業ということでございます。

○教育長 そうすると、今まで教育長賞というのは結構ありますが、出てきていないのもあると思うのですが。例えば、この前行った関係の作文とかの報告がないような気がするのですが。

○庶務課長 記憶でございますが、あれについては単独の要綱を制定して、表彰制度をつくったので、名義等の使用ではございません。

○澤委員 今の点ですが、表彰式を行うことに関して、教育長名義を使用するということなのか。色々作文を募集しているので、その作文を募集するときに教育長名義を使用するということなのか。表彰式に名義を使用するというのは何ですか。

○庶務課長 式というよりは表彰です。表彰を、おそらく区長賞に並んで教育長賞というのが贈られるということで、それに対しての「教育長」の名称を使ってよろしいかということでの申請に基づいて、承認したという形です。

○澤委員 そういうこと。なるほど。

○薩田委員 庶務課長がおっしゃるとおり、今回のこちらの「社会を明るくする運動」では教育長賞という賞が設けられるので、「教育長」というお名前を使用するという名義の使用になります。

○澤委員 委員会が主催して出すけれども、その表彰状を出すのは教育長だということですか。

○薩田委員 主催は港区の「社会を明るくする運動港区推進委員会」なのですけれども。

○澤委員 表彰状の名義は教育長の名義ということですね。

○薩田委員 教育長賞を使うので、「教育長」という名前を使うので、名義の使用を。

○澤委員 その名義を使うことを承認しましたよとの報告ですね。

○教育長 ほかの分もあるので、そこだけは漏れがないようにお願いします。

それでは、よろしいですか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他、何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を1月24日午後3時から開催の予定ですので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前10時55分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 澤 孝 一 郎